

○国立大学法人横浜国立大学短期間勤務職員就業規則

(平成 20 年 3 月 27 日規則第 50 号)

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 67 号 平成 21 年 3 月 27 日規則第 33 号
平成 22 年 3 月 26 日規則第 54 号 平成 22 年 6 月 17 日規則第 74 号
平成 22 年 11 月 24 日規則第 91 号 平成 24 年 3 月 21 日規則第 77 号
平成 27 年 3 月 23 日規則第 14 号 平成 27 年 11 月 25 日規則第 77 号
平成 29 年 9 月 28 日規則第 85 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学(以下「本学」という。)に勤務する非常勤職員のうち、雇用期間が 30 日を超えない範囲で定められた 1 週間につき 38 時間 45 分未満、1 日につき 8 時間以内の勤務をする者(以下「短期間勤務職員」という。)の就業に関し、必要な事項を定める。

(法令との関係)

第 2 条 短期間勤務職員の就業に関しては、この規則の定めによるほか、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)その他法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、第 1 条の短期間勤務職員に適用する。

(遵守遂行)

第 4 条 本学及び短期間勤務職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

(採用)

第 5 条 短期間勤務職員の採用の選考は、公正に行わなければならない。

(雇用期間)

第 6 条 短期間勤務職員の雇用期間は、30 日の範囲内で定めることとし、その終期が採用日の属する年度を超えることとなる場合は、当該年度末までとする。

2 短期間勤務職員の雇用期間が終了した者を、引き続き短期間勤務職員として採用することはできない。ただし、当初の採用から 30 日の範囲内であれば、この限りでない。

(勤務条件の明示)

第 7 条 学長は、労基法第 15 条の規定により、短期間勤務職員の採用に際しては、あらかじめ次の事項を文書により交付する。

(1) 雇用契約の期間に関する事項

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項

(4) 給与に関する事項

(5) 退職に関する事項

(配置換)

第 8 条 短期間勤務職員は、業務の都合により配置換の命令を受けることがある。

2 短期間勤務職員は、正当な理由がない限り前項の命令を拒むことができない。

(辞職)

第 9 条 短期間勤務職員は、辞職しようとする場合においては、事前に書面をもって学長に申し出なければならない。

(始業終業等時間)

第 10 条 短期間勤務職員の始業、終業の時刻及び休憩時間並びに勤務日は、短期間勤務職員ごとに学長が定める。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、業務の都合その他の事由により、始業、終業の時刻及び休憩時間並びに勤務日を短期間勤務職員ごとに変更することができる。

(給与の区分)

第 11 条 短期間勤務職員の給与は、俸給と超過勤務手当とする。

(給与の支払い)

第 12 条 この規則に基づく給与は、その全額を通貨で直接短期間勤務職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労基法第 24 条第 1 項ただし書きに規定する労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、短期間勤務職員から申出があった場合においては、労使協定に基づき、その者に対する給与の全額又は一部を、短期間勤務職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込を行う方法によって支払うことができる。

3 いかなる給与も、学長が定めた諸規則に基づかずに短期間勤務職員に対して支払わない。

4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与期間)

第 13 条 短期間勤務職員の給与の計算期間は、一月の 18 日から翌月 17 日までとする。

2 学長は、特に必要と認めるときは、前項に掲げる給与の計算期間を短縮することができる。

(給与の支給日)

第 14 条 給与の支給日は、毎月 1 回、翌月の 17 日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

(1) 17 日が日曜日に当たるとき。 15 日(15 日が第 21 条において準用する非常勤職員就業規則第 20 条第 1 項第 2 号から第 5 号に掲げる休日(以下この条において「休日」という。)に当たるときは、18 日)

(2) 17 日が土曜日に当たるとき。 16 日(16 日が休日に当たるときは、15 日)

(3) 17日が休日（第21条において準用する非常勤職員就業規則第20条第1項第4号に掲げる休日を除く。）に当たるとき。16日（16日が日曜日に当たるときは、18日）

2 前条第2項の規定により、給与の計算期間が短縮された場合において、当該短縮された期間の終期が月の末日以前の場合の給与の支給日は、翌月17日（前項各号に該当する場合は、当該各号に掲げる日）を支給日とする。

（非常時払い）

第15条 短期間勤務職員が、当該短期間勤務職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため請求した場合には、前条に規定する給与の支給日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。

（端数の取扱い）

第16条 第21条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 一の給与期間の超過勤務の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げるものとする。

3 一の給与期間の欠勤の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げるものとする。

（俸給の決定）

第17条 短期間勤務職員の俸給は時間給とし、当該短期間勤務職員の区分に応じ、次表により決定する。

	区分	俸給額
アンケートの配付、回収、整理 資料収集、整理 入学試験の補助者 その他補助的業務	大学在籍者	1,000円
	大学院在籍者	1,100円
	前2項以外の者	
	(1)高卒後4年未満の者	1,000円
	(2)高卒後4年以上9年未満の者	1,100円
	(3)高卒後9年以上の者	1,200円
専門的知識の提供	大学教員相当と認められる者	5,000円
	前項以外の者	3,000円

備 大学教員相当と認められる者とは、「国立大学法人横浜国立大学教員資格基準考（平成16年規則第181号）」に合致すると認められる者をいう。

2 学長は、前項の定めにより難しい場合は、その者の知識、経験等を鑑み個別に俸給額を決定することができる。この場合の俸給額は500円単位で決定するものとする。

（超過勤務手当）

第18条 第21条の規定により定められた所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた短期間勤務職員には、所定勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、俸給に所定勤務時間を超えて勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。なお、次の第4号に掲げる勤務は、毎月1日を1か月の起算日として累計し、第16条で規定する法定休日に係る勤務は累計対象外とする。

- (1) 第16条に規定する休日(第17条により振り替えられた休日を含む。)以外の日における勤務であって、1週間につき40時間以内、1日につき8時間以内における勤務
100分の100
- (2) 前号に掲げる日における勤務であって、前号に掲げる勤務以外の勤務
100分の125
- (3) 前各号に掲げる勤務以外の勤務
100分の135
- (4) 第1号及び第2号に掲げる勤務の累計が1か月60時間を超えた時点からの勤務
100分の150

(給与の減額)

第19条 短期間勤務職員が所定勤務時間内において勤務しない場合(その勤務しない時間が第21条の準用規定により勤務しないことの承認を受けた場合を除く。)は、俸給に勤務しない期間の時間数を乗じて得た額を減額する。

(俸給の改定)

第20条 短期間勤務職員の俸給は、当該短期間勤務職員の雇用期間中に改定は行わない。
(非常勤職員就業規則等の準用)

第21条 短時間勤務職員の退職等、勤務条件、妊産婦の就業制限等、表彰、懲戒、服務、発明・特許等、福利厚生、備品等の貸与は、非常勤職員就業規則第12条から第16条(第13条を除く。)、第19条から第28条の2(第25条から第28条を除く。)、第30条から第52条の2(第51条及び第52条を除く。)までの規定を準用する。この場合において、「非常勤職員」とあるのは「短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第22条 学長は、短期間勤務職員の就業に関し、その円滑な実施及び管理のために、その権限を各部局長等に委任することができる。

(補則)

第23条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 67 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日規則第 33 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項第 6 号については平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日規則第 54 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 17 日規則第 74 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日から引き続いて現に短期間勤務職員としてこの規則の適用を受ける者については、なお従前のおりとする。

附 則(平成 22 年 11 月 24 日規則第 91 号)

この規則は、平成 22 年 11 月 24 日から施行し、平成 22 年 10 月 18 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日規則第 77 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日規則第 14 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 11 月 25 日規則第 77 号)

この規則は、平成 27 年 11 月 25 日から施行し、平成 27 年 10 月 18 日から適用する。

附 則(平成 29 年 9 月 28 日規則第 85 号)

この規則は、平成 29 年 9 月 28 日から施行し、平成 29 年 9 月 18 日から適用する。